⑵　基準原材料起源排出量の減少による割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ロ及び別表第２の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第２中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準原材料起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準原材料起源排出量から割当年度の基準原材料起源排出量を減じた量」と、「原材料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における原材料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ホ　事業活動に関し、割当年度の前２か年度において届出を行った場合であって、割当年度の直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量以下である場合における次の⑴及び⑵に掲げる量を合算した量

⑴　基準副生燃料起源排出量の減少による割当年度の前々年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ハ及び別表第３の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第３中「割当年度」とあるのは「割当年度の前々年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の前々年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前々年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

⑵　基準副生燃料起源排出量の減少による割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素の量の減少分について第１号ハ及び別表第３の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第３中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準副生燃料起源排出量」とあるのは「割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量から割当年度の基準副生燃料起源排出量を減じた量」と、「副生燃料起源排出量届出継続年度数」とあるのは「割当年度の前年度における副生燃料起源排出量届出継続年度数」と読み替える。

ヘ　事業活動に関し、割当年度の前年度において届出を行った場合であって、当該年度において、災害により工場等若しくは輸送手段が著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合、重要な経済上の危機若しくは全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第１項に規定する特定施設である工場等について、同法に基づく保安検査（開放検査に限る。以下同じ。）を実施した場合における次の⑴に掲げる量

⑴　割当年度の前年度における割当量から、次の(i)から(iii)までに掲げる量の合算した量を減じた量

(i)　割当年度の前年度における特定事業活動に伴う二酸化炭素の量について第１号イ及び別表第１の規定を準用して算定した量。この場合において、別表第１中「割当年度」とあるのは「割当年度の前年度」と、「基準活動量」とあるのは「割当年度の前年度における活動量」と読み替える。

(ii)　次の①及び②に掲げる量を合算した量。

①　割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源排出量又は当該前年度における割当量（当該特定事業活動以外の事業活動に伴うエネルギー起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量

②　割当年度の前年度における特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源排出量又は当該前年度における割当量（当該特定事業活動以外の事業活動に伴う原材料起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量

(iii)　割当年度の前年度における事業活動に伴う副生燃料起源排出量又は当該前年度における割当量（当該事業活動以外の事業活動に伴う副生燃料起源二酸化炭素に係るものに限る。）のいずれか小さい量。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案すべき事項）

第６条　割当年度の前年度の排出目標量が当該前年度の保有義務量より少ない事業者であって、その行う主たる事業が次の各号に掲げる事業分野のいずれかに該当するものは、前条の規定に基づき算定される割当年度における排出目標量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に加えて、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを追加で受けることができる。

一　食料品製造業
二　飲料・たばこ・飼料製造業
三　繊維工業
四　木材・木製品製造業（家具・装備品製造業を除く。）
五　家具・装備品製造業
六　パルプ・紙・紙加工品製造業
七　化学工業
八　石油製品・石炭製品製造業
九　プラスチック製品製造業
十　ゴム製品製造業
十一　なめし革・同製品・毛皮製造業
十二　窯業・土石製品製造業
十三　鉄鋼業
十四　非鉄金属製造業
十五　はん用機械器具製造業
十六　生産用機械器具製造業
十七　業務用機械器具製造業
十八　電子部品・デバイス・電子回路製造業
十九　電気機械器具製造業
二十　情報通信機械器具製造業
二十一　輸送用機械器具製造業

２　前項の割当てを追加で受けることができる脱炭素成長型投資事業者排出枠の量は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める量とする。

一　割当年度の前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の調達コスト（当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量（当該前年度の保有義務量から当該前年度の排出目標量を減じた量をいう。以下この条及び次条において同じ。）に当該前年度の年間平均取引価格（当該前年度における排出枠取引市場における脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の価格の平均額をいう。ただし、当該前年度において一度も排出枠取引市場において取引がされなかった場合には、当該前年度の参考上限取引価格の額とする。以下この条及び次条において同じ。）を乗じた額をいう。）を当該前年度の当該事業者の営業利益で除した量が0.04より大きい場合であって、当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量が０より大きい場合　当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.5を乗じた量から、当該前年度の当該事業者の営業利益に0.02を乗じた値を当該前年度の年間平均取引価格で除し得た量を減じた量

二　割当年度の前年度の当該事業者の営業利益が０より小さい場合であって、当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量が０より大きい場合　当該前年度の脱炭素成長型投資事業者排出枠の不足量に0.5を乗じた量

第７条　割当年度の前年度の排出目標量が当該前年度の保有義務量より少ない事業者であって、次の各号に掲げる研究開発のいずれかを行うものは、第５条の規定に基づき算定される割当年度における排出目標量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に加えて、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを追加で受けることができる。

一　特許庁が公表するグリーン・トランスフォーメーション技術区分表に該当する技術の研究開発
二　グリーンイノベーション基金補助金による研究開発